

『冬期福祉手当』申請受付中

町では、高齢の方や心身障害がある方の冬期間の在宅福祉の向上を図ることを目的に、「冬期福祉手当」を給付します。

【給付対象世帯】

町内に住所を有する世帯のうち、在宅で次の①～⑧のいずれかに該当する町民税非課税世帯とします。ただし、生活保護世帯は対象から除きます。

- ① 満75歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 満18歳に達する日以後、最初の3月31日までの児童を扶養するひとり親世帯
- ③ 特別児童扶養手当の支給対象者がいる世帯
- ④ 特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方がいる世帯
- ⑤ 療育手帳Aの交付を受けている方がいる世帯
- ⑥ 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方がいる世帯
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方が

いる世帯

⑧ 特定疾患医療受給者証(国が定める疾患に限る)の交付を受けている方がいる世帯

【手当の金額(年額)】

一世帯あたり5,000円

【申請の手続き】

申請する方は世帯主です。必要なもの

世帯主の印鑑、世帯主名義の預貯金通帳、給付対象であることを証明するもの(各種手帳、特定疾患医療受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証、児童扶養手当証書など)

※代理人が申請書を提出する場合もこれらを持参してください。代理人の印鑑は不要です。

・ 受付期限

令和4年3月31日(木)

【申請先】

- ・ 保健福祉課高齢者福祉係
- ・ 住民生活課社会係
- ・ 落部支所
- ・ 熊石総合支所住民サービス課

【問い合わせ先】

- ・ 保健福祉課高齢者福祉係
- (シルバークラザ内)
- ☎ 0137-64-2111
- ・ 熊石総合支所住民サービス課
- ☎ 01398-2-3111



11月11日～17日は「税を考える週間」 テーマ「暮らしを支える税」

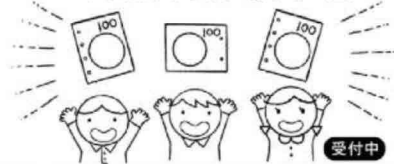
国税庁では、「税を考える週間」の実施に合わせて次の取組を行っています。

- ・ 国税庁HP内に特設ページを設け、調査や徴収等業務をドラマ仕立てで紹介。
- ・ YouTube国税庁動画チャンネル、国税庁HP「Web-TAX-TV」などの新着情報をツイッターで発信
- ・ 社会人や大学生等を対象とした講演会等の開催
- ・ 関係民間団体等と連携し各地でのイベント、作品展を開催



「やってよかった公文式」試すなら、今!

11月無料体験学習



公文式八雲駅前教室/火・金 14:00～20:00

指導者 小野 / 090-3397-9463



司法書士・行政書士 やまびこ事務所

● 相続・遺言など 夜間・休日対応・出張もOK

お困りのことはありませんか? 初回相談無料

☎ 0137-63-2917

司法書士・行政書士 青沼千鶴 [行政相談委員]
八雲町本町87番地2F(ふたばさん2階)